社会福祉士のお仕事 vol.3 生活支援課 ケースワーカー こんどうさん









こんどうさん:生活保護法は、健康で文化的な最低限度の生活と自立の助長を目的としています。



●事業活動

- ・社会福祉に関する情報提供及び相談事業
- ・権利擁護に関する相談事業
- ・成年後見・後見監督に関する事業
- ・社会福祉士等の養成支援に関する事業
- ・地域包括支援センターへの支援に関する事業
- ・社会福祉従事者研修に関する事業
- ・生活困窮者支援に関する事業
- ・高齢者虐待・障害者虐待防止等に関する事業
- ・児童虐待防止・子育て支援等子ども家庭支援に関する事業
- ・福祉サービスの質の向上のための評価に関する事業
- ・社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究事業
- ・県・市町の福祉計画への参画・提言
- •その他、この法人の目的を達成するために必要な事業



四編集後記

認知症「予防」や認知症のない人生があたかも幸せであるかの ように強調されて久しいです。でも、誰もが認知症になり得る んですよね。認知症を「忌むべきもの」「なってしまったら人生 終わり」と考えるのではなく、認知症を抱えながらでも、誰も が、思い描く幸せのカタチを追求して暮らせる環境づくり・私 たちの心構が大切ですね。社会福祉士は、そんな社会の実現を 目指して、小さなことでもみなさんと一緒に考えます。ぜひ、お 近くの社会福祉士とお話ししてみてくださいね。

で この一枚「BE KOBE」撮影者: Yoko Kadoさん



"BE KOBE"は「神戸の魅力は人である」という思いのメッセージです。

一般社団法人 兵庫県社会福祉士会

http://www.hacsw.or.jp/

